

中国漁船衝突事件の船長釈放に対する抗議決議

去る9月7日午前、尖閣諸島の日本領海内で発生した中国漁船衝突事件に関して、日本政府の対応は主権国家をないがしろにするもので到底納得できるものではなく、法を犯した中国漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕しながらも処分保留で釈放したことは遺憾で、本市議会は強い怒りと憤りを表明するものである。

中国政府は、中国漁船の船長を外交的配慮から釈放したにもかかわらず、謝罪と賠償を要求する等、到底納得のできないようなあからさまな行動を益々エスカレートするばかりで、脅迫とも圧力ともとれる外交戦略を展開している。

これも、日本政府が法治国家として毅然とした対応をとらなかったことに起因するものである。

尖閣諸島は、我が国固有の領土で本市の行政区域であることから、市民の間では、今回の事件や政府の対応に対する不安や憤りが渦巻いており、中国漁船の不法侵入や公務執行妨害が再発しても、今回の日本政府の対応が悪しき前例となり、何も手を下すことなく中国の言いなりになるのではないかと地域住民を一層不安に陥れている。

よって、本市議会は、尖閣諸島は日本固有の領土であり、石垣市の行政区域であることを明白にし、圧力や脅迫に屈することなく、再び中国船の不法侵入を断じて許さないよう毅然とした態度で臨み、日本の法を犯すような領海侵犯や違法行為に対して逮捕、起訴も辞さない強い態度で臨むよう強く抗議する。

以上、決議する。

平成22年9月28日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、農林水産大臣
官房長官、検事総長